

## 田舎館村小・中学生スポーツ大会等参加補助事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、村内に在住する児童・生徒のスポーツ活動及び文化の振興を図るため、各種大会への参加に係る経費の助成について、田舎館村補助金交付規則（昭和51年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象者は村内に在住する小・中学生であり、補助対象大会の出場登録者とする。ただし、県中体連選手派遣費補助金の対象者を除く。なお、村内スポーツ少年団及び地域クラブ等に所属する者であっても、村外に在住する者は補助対象外とする。また、村内スポーツ少年団及び地域クラブ等の団体に所属する指導者及び出場登録者の引率者も補助対象とするが、原則1名とし、出場登録者が1種目につき10名以上の場合は2名以上も認めるものとする。ただし、この場合も4名を限度とする。

2 補助対象大会の出場登録者が村外に在住する者のみの場合、引率者は補助対象外とする。

### (補助対象大会)

第3条 補助の対象となる大会等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 文部科学省、教育関係機関、各種競技連盟、スポーツ・文化協会等が主催、共催又は後援し、予選並びに予選に準ずる大会を勝ち上がり又は同等と認められる基準により選抜され参加する県大会、東北大会及び全国大会。ただし、東日本大会等の全国大会に準ずる大会については全国大会とみなす。

(2) 中南地区中学校体育連盟が主催又は共催する地区大会

(3) その他教育長が認める大会等

### (補助対象経費及び補助金の割合)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別

表1に掲げる経費とする。ただし、交通費及び宿泊費は、事前練習等を目的とする場合は補助対象外とする。

- 2 補助の割合は、地区大会については1分の1、県大会については2分の1、東北大会については10分の7、全国大会については10分の8とする。
- 3 同一種目で同様規模の大会がある場合は、東北大会、全国大会ともに、補助対象となる大会は同一年度で各一大会とする。ただし、個人・団体及び小・中学生で別の大会に出場する場合は、それぞれ補助対象とする。
- 4 大会への参加に対して、他の公共的団体若しくは任意団体より補助金等を受ける場合は、補助対象外とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象経費	摘 要
交通費	鉄道賃、船賃、航空賃及び車両借り上げ料
高速道路料金	
車両燃料代	
駐車場代	
宿泊費	1 人 1 泊 1 万円を上限とする。
大会参加費・入場料	大会参加に必要な消耗品費を含む。
運送費	
送料・振込手数料	
その他	その他教育長が認めるもの。